

カーナビ等に係るNHK放送受信料が未契約であることへの対応

カーナビ等でテレビが受信できるものについて、NHKと放送受信契約が必要であることが他の自治体での事案を契機に判明し、調査を進めた結果、下記のとおり未契約の車両等があることが確認できました。

令和7年4月からNHKとの協議を進めていますが、車両からのTVアンテナの撤去等が完了して契約期間が確定できる段階になりましたら、契約手続きを行います。

1 R6年度までの未払分

種 別	会 計	台 数	金 額	最も古いもの
車両	一 般	68台	5, 216, 765円	H17. 10～
	特 別	2台	38, 050円	R4 . 12～
	企 業	10台	472, 995円	H25. 5～
携帯電話	一 般	2台	80, 400円	R4 . 6～
テレビ	特 別	2台	292, 900円	H20. 12～
合 計		84台	6, 101, 110円	

2 補正予算額

年 度	会 計	種 別	台数	予 算 額
～R6年度分	一 般	車両	68台	5, 306, 000円
		携帯電話	2台	
	特 別	車両	2台	39, 000円
		テレビ	2台	294, 000円
	企 業	車両	10台	475, 000円
R7年度	一 般	車両	62台	177, 000円 (携帯電話 6, 000円) (テレビ 14, 000円)
		携帯電話	2台	
		テレビ	2台	
	特 別	車両	2台	6, 000円
		テレビ	2台	25, 000円
	企 業	車両	10台	19, 000円
	一 般	アンテナ 撤去手数料	54台	376, 000円
総 合 計		補 正 予 算		5, 859, 000円
		流 用 対 応		858, 000円

※ カッコ書は内数

3 R6年度までの未払分と補正予算額に係る説明

- (1) 補正予算額は、予算費目の事業単位ごとに千円未満を切上げているため、未払額よりも大きい金額となっています。
- (2) 特別会計及び企業会計は予算流用で対応するため、今回の補正予算には計上していません。
- (3) 未払額、予算額及び流用額は、NHKから情報をいただきながら試算した額になりますが、正式な金額は受信契約後に確定することになります。
- (4) R6年度までとR7年度とで台数の変更がありますが、理由は次のとおりです。

種別	会計	台数の変更	変更理由
車両	一般	68台 ⇒ 62台	△9台：廃車 +3台：R7年度から支払義務
テレビ	一般	0台 ⇒ 2台	+2台：R7年度から支払義務

- (5) 車両5台（一般会計）、テレビ4台（一般会計2台、特別会計2台）は、受信契約を当面は継続しますが、他は次のとおり対応してR7年度中の受信契約の終了を目指していることから、契約期間が確定した段階で受信契約の手続きを行います。

○ 車両：8月頃までにアンテナ撤去・リース終了

一般会計 57台（アンテナ撤去 56台、リース終了 1台）

特別会計 2台（アンテナ撤去 2台）

企業会計 10台（アンテナ撤去 10台）

○ 携帯電話：6月頃までに機種変更

一般会計 2台